

大町市スポーツ協会表彰候補者推薦基準

1 大町市スポーツ協会表彰

(1) 特別功労表彰

- ア 満60才以上の者で、大町市スポーツ協会（以下「協会」という。）加盟団体に所属し、特に功績のあった者で次のいずれかに該当する者
 - (ア) 功労表彰を受賞後10年以上経過した者
 - (イ) 長年にわたりスポーツ振興に尽力され、特に功績のあった者
 - (ウ) 協会の会長、副会長、常任理事を通算3期6年以上務めた者
- イ その他、特に功績が大きく総務財政委員会で推薦した個人又は団体

(2) 功労表彰

- ア 満50才以上の者で、協会の加盟団体に所属し現在も活動している者のうち、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 精励表彰を受賞後10年以上経過し、現在も活動している者
 - (イ) 長年にわたりスポーツ振興に尽力され特に功績のあった者で、現在も活動している者
 - (ウ) 協会の理事及び監事を通算5期10年以上務めた者
- イ その他、特に功績が大きく総務財政委員会で推薦した個人又は団体

(3) 精励表彰

- ア 満40歳以上の者で、加盟団体に10年以上所属し、協会へ加入後10年以上経過した者で、特に功績のあった者
- イ その他、特に功績が大きく総務財政委員会で推薦した個人又は団体

(4) 特別栄光表彰

- ア 世界大会及び世界ブロック大会（アジア、ヨーロッパ等）に出場した個人又は団体（国内の団体及び選抜チームにおける大町市該当者をいう。以下同じ。）
- イ 全国大会（以下全国大会は、各種県大会や全国大会予選会の各ブロック大会を経たものをいう。また、企業の主催する大会は含まない。）で優勝した個人又は団体
- ウ その他、特に功績が大きく総務財政委員会で推薦した個人又は団体
- エ マスターズ大会がある競技の表彰は、各年代で1回限りとする

(5) 栄光表彰

- ア 一般、大学生、高校生の部
 - (ア) ブロック大会（北信越大会、中部地区大会等）で優勝した個人又は団体
 - (イ) 全国大会予選会を含む各種県大会で優勝した個人又は団体
 - (ウ) 国民スポーツ大会及びインターハイに、2回以上出場した個人（監督、コーチ、メカニシャン等の登録メンバーも含む。）又は団体
 - (エ) 各種全国大会で8位以内に入賞した個人又は団体
 - (オ) その他、特に功績が大きく総務財政委員会で推薦した個人又は団体
- イ 中学生の部
 - (ア) ブロック大会（北信越大会、中部地区大会等）で3位以上に入賞した個人又は団体
 - (イ) 長野県中学校選手権大会及び競技団体が主催する県大会、又はこれらの大会に準ずる大会で優勝した個人又は団体
 - (ウ) 各種全国大会で8位以内に入賞した個人又は団体

(エ) その他、特に功績が大きく総務財政委員会で推薦した個人又は団体

ウ 小学生の部

(ア) ブロック大会（北信越大会、中部地区大会等）で3位以上に入賞した個人又は団体

(イ) 加盟する団体の一番大きな長野県大会又はこれらの大会に準ずる大会（当初選定推薦した大会。）で競技団体が主催、共催又は主管する大会で優勝した個人又は団体

(ウ) 各種全国大会で8位以内に入賞した個人又は団体

(エ) その他、特に功績が大きく総務財政委員会で推薦した個人又は団体

エ マスターズ大会がある競技の表彰は、各年代で1回限りとする

(6) 感謝状

ア 協会役員で特に功績が大きく、2期4年以上務めた者で退任した個人

イ スポーツ振興や協会発展のため、多額の金品（10万円以上）を寄付した個人又は団体

ウ その他、協会発展のため尽力し、特に功績が大きく総務財政委員会で推薦した個人又は団体

2 他の表彰への推薦

(1) 文部科学大臣表彰

ア 長野県又は長野県教育委員会表彰を受けた満60才以上の個人

イ その他、特に功績が大きく総務財政委員会で推薦した個人又は団体

(2) 長野県及び長野県教育委員会表彰

ア 大田市又は長野県スポーツ協会表彰を受けた満60才以上の個人

イ 全国競技団体の表彰を受けた個人又は団体

ウ その他、特に功績が大きく総務財政委員会で推薦した個人又は団体

(3) 大田市及び長野県スポーツ協会表彰

ア 協会の特別功労表彰を受けた満60才以上の個人

イ 長野県競技団体の表彰を受けた個人又は団体

ウ その他、特に功績が大きく理事会で推薦した個人又は団体

附 則

この基準は、平成10年3月1日から施行する。

改正経過

| | |
|-------------|------|
| 平成19年12月 1日 | 一部改正 |
| 平成20年 4月23日 | 一部改正 |
| 平成23年 4月27日 | 一部改正 |
| 平成24年 4月27日 | 一部改正 |
| 平成27年12月22日 | 一部改正 |
| 平成29年 4月27日 | 一部改正 |
| 平成31年 4月24日 | 一部改正 |
| 令和 5年 4月25日 | 一部改正 |